

新規商工会会員のご紹介

令和3年1月現在の会員数：1,775件 ※順不同

| | | | | | |
|--|--|---|--|--|---|
| | OFFICE Passion パーソナルトレーニング 為又823-1-202 43-5422 | | 酒采処 ここペリ 居酒屋 大東1-18-16 090-8912-9295 | | わたしのハイフ エステ 大中4-9-14 43-7798 |
| | 居酒屋 金太郎 大南店 居酒屋 大南1-12-27 090-4470-5565 | | (株)エムズホーム 不動産 宇茂佐1709-98-102 52-2760 | | Arigiano 合同会社 工芸体験 済井出252 52-8027 |
| | KJレッカー レッカー 大北4-6-7 080-6495-6084 | 名護市商工会公式 Facebook ページ Check! 最新情報を随時更新しています! | | | |

社労士無料相談会のお知らせ

名護市商工会では、名護市、グジョブ相談ステーション、働き方改革推進センターのご協力をいただき、下記要領で社労士無料相談会を開催しております。新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金利用相談も可能ですので、是非ご利用下さい。

- ◆ 日時：3/5(金)、3/12(金)、3/17(水)
3/18(木)、3/19(金)、3/23(火)、3/25(木)、3/26(金)
 - ◆ 場所：名護市商工会
 - ◆ 予約：要事前予約 (定員に達し次第切)
- TEL 0980-52-4243

法律無料相談会のお知らせ

名護市商工会では、ていだ法律事務所のご協力をいただき、下記要領で月一回の無料法律相談会を開催しております。事業上の経営問題やその他一般の法律問題に関し、経験豊富な弁護士が秘密厳守にて、無料で相談に応じます。お気軽にご相談下さい。

- ◆ 日時：3/20(土)、4/17(土)
(毎月第三土曜日開催)
 - ◆ 場所：名護市商工会
 - ◆ 対象：名護市商工会会員
 - ◆ 予約：要事前予約
(相談日の週の火曜日午後5時まで)
- TEL 0980-52-4243

令和3年2月商工会理事会決議報告

令和3年2月18日に名護市商工会第11回理事会が開催されました。承認された議案は以下の通りです。

- ・議案1：新規会員加入申込みの承認について、14件の事業所が承認されました。
- ・議案2：総代選挙管理委員会及び役員選考準備委員会の設置及び委員の選任、及び総代選挙の手順について、各事項が承認されました。
- ・議案3：経営発達支援計画変更に係る認定申請について承認されました。

名護市商工会 行事経過及び予定

| 2月 | 内容 | 場所 | 3月 | 内容 | 場所 |
|--------|------------|-------------|--------|------------|------------|
| 1日(月) | 日ハムキャンペーン | | 9日(火) | 組織強化委員会 | 名護市商工会・会議室 |
| 9日(火) | 組織強化委員会 | 名護市商工会・会議室 | " | 広報委員会 | 名護市商工会・会議室 |
| " | 広報委員会 | 名護市商工会・会議室 | 11日(木) | (3月定例) 三役会 | 名護市商工会・会議室 |
| 12日(金) | (2月定例) 三役会 | 名護市商工会・会議室 | 16日(火) | 金融審査委員会 | 名護市商工会・会議室 |
| 16日(火) | 金融審査委員会 | 名護市商工会・会議室 | 18日(木) | (3月定例) 理事会 | 名護市商工会・会議室 |
| 18日(木) | (2月定例) 理事会 | 名護市商工会・会議室 | | | |
| 25日(木) | 区長会との意見交換会 | 名護市産業支援センター | | | |

From 名護市民は市産品及び市内事業所を利用しましょう!

商工会

2021年3月号(第103号)
発行/名護市商工会 編集/広報委員会
〒905-0017 名護市大中1-19-24 会長 金城哲成
電話/0980-52-4243 FAX/0980-53-7204

名護市区長会との意見交換会開催



令和3年2月25日、名護市産業支援センターにて名護市区長会との意見交換会を開催いたしました。例年は市内55区の区長の皆様をお招きしての開催ですが、本年度については新型コロナウイルス感染症対策のため、区長会5支部を代表して8名の区長の皆様にご参加いただきました。

本意見交換会は、区長会との意見交換を通して、地域における商工会の役割を理解してもらい、地域の課題・ニーズに対して商工会が効果的な事業を実施し、相互連携強化を図ることを目的として開催しております。本年度の意見交換会においては、商工会の事業概要の説明のほか、商工会事業の紹介として新型コロナウイルス関連の支援施策や認証制度「くるナゴ Story」についての報告や支援事例の発表が行われました。報告後には活発な意見交換が行われ、両会の良い交流の場となることができました。

公告：名護市商工会総代立候補について

名護市商工会総代の任期満了に伴い、総代を新たに選出するため、名護市商工会定款第29条並びに運営規約第10条に基づき総代候補者の立候補受付を行います。

- 総代定数：120人
(商業部会40人、観光・飲食業部会30人、建設業部会20人、産業・サービス業部会30人)
- 届出方法：立候補。自署捺印のうえ提出。なお、郵送、FAX、代理者による届出は受付できない。
- 届出期間：令和3年3月22日(月)～3月31日(水) 午前9時～午後5時
- 受付場所：名護市商工会事務局

令和3年3月1日 名護市商工会選挙管理委員会 委員長 山端 康成

商工会委員会活動紹介（特産品支援委員会）



写真（75名護）の日オープニングセレモニー、くくるBOX、ちびらしむん開発コンテスト

名護市商工会を構成する各委員会の取組みについて、今回は「特産品支援委員会」についてご紹介いたします。特産品支援委員会は主に名護市の地産品を活かした特産品の開発支援や普及についての取り組みを行っています。具体的には、地産品の奨励と地元企業優先使用PRを目的とした「75（名護）の日」オープニングセレモニーの実施、名護市55区と連携した商工会特産品認証制度「くくるナゴStory」の運営及び認証品の普及活動、名護市のPRを目的とした「くくるBOX」の販売、地産品を使用した新たな特産品の開発を応援する「ちびらしむん開発コンテスト」の開催など様々な取組みを行っています。

商工会では新たな特産品の開発や特産品の販路開拓についても個別に支援を行っています。市内で特産品を製造販売されている皆様や、これから特産品を開発される皆様は是非お気軽にご相談下さい。

事業継続に向けた相談対応窓口について

名護市商工会では、事業の継続に関するお悩みや課題についての相談対応窓口を設置しています。「売上増加策」、「資金繰りの安定化」、「事業承継」、「新規事業展開」、「事業転換や撤退、廃業」など、幅広い内容について無料でご相談が可能です。是非ご活用下さい。

- ◆ 日 時： 3月25日・4月8日・22日（毎月第2・第4木曜日）
- ◆ 場 所： 名護市商工会
- ◆ 予 約： **要事前予約** TEL 0980-52-4243

無料相談
秘密厳守



商工会の福祉共済制度について

「けが」「病氣」「がん」「生命保障」生活において起こる様々なリスクに、会員限定のお手頃な金額で充実保障！

お問い合わせ
☎0980-5214243

職員の皆様こんにちは、経営指導員の與儀 大樹（よぎ たいき）と申します。突然ですが、皆様は「クラウドファンディング」という言葉を存じでしょうか？

クラウドファンディングとは、新たな商品や企画、活動などに対して一般から広く出資を募る資金調達の方法です。現在、クラウドファンディングは主にウェブサイトで募集が行われており、運営を行っている代表的なウェブサイトには「キヤンパファイヤー」、「レディーフォー」、「マクアケ」などがあります。それぞれのサイトでは日々新しいアイデアや企画の情報が更新されており、眺めてみるだけでも面白いのです。また、事業者の皆様におかれましてはクラウドファンディングを資金調達と市場調査、自社のファン拡大を兼ねた新たな経営の一手として活用する方法もあります。ご興味のある皆様は是非一度ご確認ください。

職員リレー通信 第48回

経営指導員 與儀 大樹

営業時間短縮要請に伴う協力金について

県内での新型コロナウイルス感染拡大に伴う沖縄県からの営業時間短縮要請に応じた飲食店及び遊興施設に対する協力金についてご説明いたします。名護市内の飲食店及び遊興施設については以下の図の「①②、③」全てが対象となっており、協力金申請が可能な状況です。

なお、協力金申請については「通常は協力金の要請時間を超える時間まで営業していたが協力要請に応じて営業時間を短縮していること」が要件となっており、営業時間短縮の要請時間は「①」については「朝5時～夜10時」、「②、③」については「朝5時～夜8時（酒類提供は夜7時まで）」の営業となっています。詳しくは名護市商工会（TEL0980-52-4243）までお気軽にご相談下さい。

【時短営業要請内容について】

- ①令和3年1月12日(火)～令和3年1月21日(木) 協力金40万円
 - ②令和3年1月22日(金)～令和3年2月7日(日) 協力金68万円（※店舗あたり）
 - ③令和3年2月8日(月)～令和3年2月28日(日) 協力金84万円（※店舗あたり）
- 3月31日まで
4月15日まで

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金について

2021年1月に発令された緊急事態宣言の発令に伴い、発令地域の飲食店との直接・間接的な取引があること、もしくは発令地域の不要不急の外出の自粛・移動の自粛による直接的な影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等向けに一時支援金の給付が決定しました。給付金の受け取りには申請が必要です。給付金制度の詳細や自社が給付対象となるかの判断については相談窓口（TEL：0120-211-240）までご確認ください。

【支援金内容について】

- ①対象事業者：以下の条件を満たす事業者
 - (1) 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
 - (2) 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少
- ②給付額：中小法人等：最大60万円、個人事業者等：最大30万円
- ③申請期間：令和3年3月8日～5月31日
- ④申請方法：電子申請 (<https://ichijishienkin.go.jp/>)
- ⑤相談窓口：TEL 0120-211-240
- ⑥サポート会場：泊ふ頭旅客ターミナルビル2F（沖縄県那覇市前島3-25-1）
※要事前予約、電話予約受付（TEL 0120-211-240）

令和2年分確定申告の申告・納付期限について

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、令和2年度の所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、**全国一律で「令和3年4月15日（木）」まで延長されることとなりました。**これに伴い、所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日にいても所得税「5月31日」個人事業者の消費税「5月24日」に延長となります。

○ 申告期限・納付期限

| 税目 | 当初 | 延長後 |
|-----------|--------------|--------------|
| 申告所得税 | 令和3年3月15日(月) | 令和3年4月15日(木) |
| 個人事業者の消費税 | 令和3年3月31日(水) | |
| 贈与税 | 令和3年3月15日(月) | |